

第三次学校給食施設整備実施計画

令和7年3月

盛岡市教育委員会

1 計画の趣旨

学校給食施設の整備については、「盛岡市立小中学校学校給食基本方針」（平成25年12月24日教育委員会策定、31年4月26日改定）に基づき、令和元年8月に、令和2年度（2020年度）から6年度（2024年度）までを計画期間とする「第二次学校給食施設整備実施計画」（以下「第二次計画」という。）を策定し、取り組んできたところである。

今般、第二次計画の成果や課題を踏まえ、施設整備を早期に実現し、全ての市立小中学校において「全員に同じ給食が提供される方式」での完全給食を実施するため、新たに本計画を策定するものである。

2 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度（2025年度）から12年度（2030年度）までの6年間とする。

3 盛岡市立小中学校学校給食基本方針

平成31年4月に改定した「盛岡市立小中学校学校給食基本方針」（以下、「基本方針」という。）において、盛岡市立小中学校の学校給食の実施について次のとおり定めている。

【盛岡市立小中学校学校給食基本方針の概要】

■ 完全給食の実施について

全ての市立小中学校において、完全給食を実施する。

実施方法は、「全員に同じ給食が提供される方式」とする。ただし、盛岡地域の中学校給食については、新たな施設による供給体制が構築されるまでの間は、給食自由選択方式を継続し、給食の提供が中断されないよう配慮する。

■ 調理場施設の整備について

共同調理場を中心とした供給体制を構築することとし、既存の調理場の有効活用を図りながら、都南学校給食センターをはじめとする老朽化した各調理場について、適正な規模、配置などを検討し、新たな調理場の整備による施設の集約化や既存の施設の改築等を進める。

■ 今後の調理場施設の整備に係る留意事項について

ドライシステムへの対応、作業内容等に応じた作業室の区分、適切な調理機器・設備の設置、必要な配送車両の配備など、「学校給食衛生管理基準」に準拠した施設設備とすること。

食物アレルギー対応について、専用の調理室等を設け、給食が安全に提供できる施設とすること。

■ 既存調理場の維持方針について

新たな共同調理場の開設又は施設の改築までの期間、設備投資や中・大規模な施設改修は行わず、小規模修繕又は設備更新により対応する。

ただし、国の指導等に基づく衛生管理又は食物アレルギー対応のための改修や調理食数の増加の場合等は、必要な対応を行う。

4 現状

(1) 給食実施方式

市立小中学校においては、単独調理場方式（自校方式）、共同調理場方式（センター方式）、給食自由選択方式（ランチボックス給食）により学校給食を実施している。

各実施方式の概要や校数等は次のとおりである。

【表1 各実施方式の概要】

実施方式	概要
単独調理場方式 （自校方式）	<p>学校に併設された（又は校舎の1室が）調理場で、その学校のみ給食を提供する実施方式。</p> <p>床が濡れた状態で使用するウェット方式と、床を濡らさずに使用するドライ方式とに分かれ、「学校給食衛生管理基準」（文部科学省告示第64号）では、より衛生的なドライ方式を導入するよう努めることとされている。</p> <p>導入していない場合でも、ウェット方式の調理場を床を濡らさずに使用するドライ運用を図ることとされており、本市のウェット方式の単独調理場はいずれもドライ運用としている。</p>
共同調理場方式 （センター方式）	<p>1つの調理場（学校給食センター）から複数の学校に給食を提供する実施方式。単独調理場同様、ウェット方式とドライ方式があり、本市の学校給食センター（盛岡市学校給食センター（以下、「盛岡センター」という。）及び玉山学校給食センター（以下、「玉山センター」という。））はいずれもドライ方式。</p>
給食自由選択方式 （ランチボックス給食）	<p>弁当等を持参するか市教育委員会が提供する給食のいずれかを選択できる方式。</p> <p>提供する給食は、調理及び配送等を民間業者に委託し、実施している。</p>

【表2 各実施方式の校数及び児童生徒数（令和6年5月1日現在）】（単位：校、人）

給食実施方式		小学校		中学校		合計	
		学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	児童生徒数
単独調理場	ウェット方式	24	7,809	1	186	25	7,995
	ドライ方式	3	1,201	0	0	3	1,201
	小計	27	9,010	1	186	28	9,196
共同調理場	盛岡センター	9	3,505	8	3,145	17	6,650
	玉山センター	5	450	3	263	8	713
	小計	14	3,955	11	3,408	25	7,363
給食自由選択方式		0	0	10	3,254	10	3,254
合計		41	12,965	22	6,848	63	19,813

(2) 調理場の状況

単独調理場の多くはウエット方式であり、より衛生的なドライ方式に転換し、ドライ運用を解消する必要がある。

また、単独調理場及び玉山センターでは、文部科学省が「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）で推奨するアレルギー対応のための専用の調理スペースを備えておらず、確保に向けた対応が必要である。

さらに、ウエット方式の単独調理場の大半は建設から30年以上が経過しており、ドライ方式の単独調理場及び玉山センターについても、ドライ方式への改修から20年以上が経過し、老朽化への対応が必要となっている。

【表3-1 単独調理場の状況（令和6年5月1日現在）】

学校名	建築年度	築年数	延床面積	方式	児童生徒数
仁王小学校	昭和53年	46年	285 m ²	ウエット	377人
城南小学校	平成7年	29年	238 m ²	ウエット	375人
桜城小学校	昭和63年	36年	179 m ²	ウエット	313人
厨川小学校	昭和43年	56年	202 m ²	ウエット	342人
仙北小学校	平成3年	33年	232 m ²	ウエット	623人
杜陵小学校	平成12年	24年	210 m ²	ドライ	209人
山岸小学校	昭和60年	39年	236 m ²	ウエット	578人
大慈寺小学校	昭和60年	39年	173 m ²	ウエット	136人
米内小学校	平成2年	34年	168 m ²	ウエット	107人
土淵小学校	昭和56年	43年	128 m ²	ウエット	271人
土淵中学校					186人
中野小学校	平成14年	22年	266 m ²	ドライ	477人
本宮小学校	平成6年	30年	238 m ²	ウエット	540人
青山小学校	昭和54年	45年	300 m ²	ウエット	619人
北厨川小学校	昭和62年	37年	236 m ²	ウエット	229人
河北小学校	昭和63年	36年	156 m ²	ウエット	155人
上田小学校	昭和64年	35年	217 m ²	ウエット	327人
山王小学校	平成2年	34年	155 m ²	ウエット	107人
緑が丘小学校	昭和57年	42年	216 m ²	ウエット	621人
太田小学校	平成3年	33年	155 m ²	ウエット	65人
太田東小学校	昭和52年	47年	191 m ²	ウエット	366人
城北小学校	平成15年	21年	197 m ²	ドライ	515人
大新小学校	昭和47年	52年	177 m ²	ウエット	565人
松園小学校	昭和48年	51年	191 m ²	ウエット	172人
月が丘小学校	昭和51年	48年	227 m ²	ウエット	215人
高松小学校	昭和54年	45年	253 m ²	ウエット	378人
東松園小学校	昭和54年	45年	253 m ²	ウエット	130人
北松園小学校	平成5年	31年	248 m ²	ウエット	198人

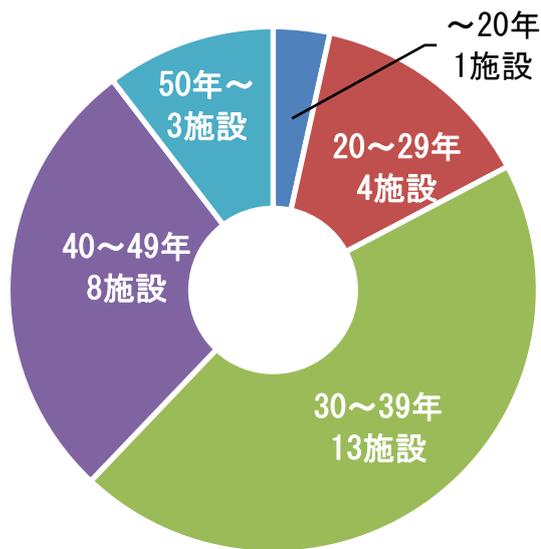
【表 3-2 共同調理場の状況（令和 6 年 5 月 1 日現在）】

センター名	建築年度	築年数	延床面積	方式	児童生徒数
盛岡センター	令和 5 年	1 年	4,526 m ²	ドライ	6,650 人
玉山センター	平成元年	35 年	709 m ²	ドライ	713 人

※玉山学校給食センターは、平成 10 年度にドライ方式への改修を実施。

(表 3-1 及び 3-2 の築年数は令和 6 年度時点)

【表 4 調理場の築年数と施設数】



(3) 児童生徒数の将来推計

今後の児童生徒数を推計すると、20 年後には約 30%の減少が見込まれ、適切な規模の給食実施体制を検討する必要がある。

【表 5 児童生徒数の将来推計】

(単位：人)

年度	児童生徒数	令和 6 年度との比較	対令和 6 年度比
令和 6	19,813	-	-
令和 7	19,280	△533	97.31%
令和 12	16,453	△3,360	83.04%
令和 17	14,814	△4,999	74.77%
令和 22	14,205	△5,608	71.70%
令和 27	13,549	△6,264	68.38%

※令和 12 年度までは、令和 6 年度「令和 7 年度以降の児童生徒数調」の推計値。

※令和 17 年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年 12 月に公表した「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」と児童生徒数調との比率に基づいて推計したもの。

5 第二次計画における成果と課題

(1) 成果

ア 老朽化した旧都南学校給食センター（以下「旧都南センター」という。）の代替施設として盛岡センターを整備し、令和5年4月から供用開始した。

イ ミルク給食を実施していた仙北中学校及び大宮中学校並びに給食自由選択方式を実施していた河南中学校及び城東中学校については、盛岡センターから給食を供給することとした。

ウ ミルク給食を実施していた北陵中学校については、給食自由選択方式を実施した。

【盛岡市学校給食センターの概要等】

1 施設概要

(1) 場所 向中野字幅164番地4

(2) 対象校

ア 小学校9校（見前、飯岡、羽場、永井、手代森、津志田、見前南、都南東、向中野）

イ 中学校8校（見前、飯岡、乙部、見前南、河南、仙北、大宮、城東）

(3) 供給能力 8,500食/日

(4) 施設の特徴

ア 食物アレルギーに対応するための専用調理室の設置

イ 食育の推進のための見学コースや研修室の設置

(5) 敷地面積 10,568.32㎡

(6) 延床面積 延床4,656.88㎡

(7) 構造 鉄骨造2階建

2 整備手法 PFI（BTO）方式

3 事業費 約85億円（施設の設計・施工、15年間の維持管理運營業務等に係る総額の当初契約額）

4 事業期間 令和2年12月～令和20年3月

(2) 課題

ア 第二次計画では、新たな学校給食センターとして、（仮称）盛岡学校給食第二センター（以下「第二センター」という。）及び（仮称）盛岡学校給食第三センター（以下「第三センター」という。）の2か所を整備することとし、第二センターの候補地に旧都南センター敷地を予定していたが、敷地が狭隘であり想定した5,000食程度の供給能力を満たせないこと、洪水浸水想定区域内に位置すること等の理由から、候補地としては適さないため、新たな候補地を確保する必要がある。

- イ 第二センターについては令和9年度、第三センターについては令和11年度の供用開始を目指していたが、用地選定に時間を要し、目標年度での供用開始が困難となっており、整備スケジュールの見直しが必要である。
- ウ 給食の供給能力について、第二センター及び第三センターを併せて13,000食と見込んでいたが、今後の児童生徒数の推計を踏まえ、見直す必要がある。
- エ ウェット方式の単独調理場のほか、第二次計画で機能を維持することとしていたドライ方式の単独調理場及び玉山センターについても、顕在化する劣化や不具合への対応の困難さが増しており、いずれの施設においても将来に渡り給食を安定して供給するための対応が急務となっている。

6 新たな学校給食センターの整備に係る候補地調査

第二次計画における成果と課題を踏まえ、令和6年度に、新たな学校給食センターの候補地に係る調査を業務委託により実施した。調査では、全庁照会等により収集した市有地の情報、県、国から収集した公有地のほか、受注者において独自収集した民有地等の情報の中から、学校給食センターの建設が可能な用途地域であることや、調理から2時間以内の喫食が可能な場所であること等の要件を満たす候補地6か所についての比較検討のほか、供用開始までの事業スケジュール、新たに整備が必要な施設数などを調査項目とし、次の結果が示された。

(1) 候補地の評価

用途地域や配送時間のほか、敷地規模や形状、交通条件、インフラ等を総合的に比較評価したところ、「厨川住宅敷地（下厨川赤平）」の優位性が、他の候補地より高いとの結果が示された。

(2) 事業スケジュール

各工程を最短で進めた場合、従来方式及びPFI方式いずれにおいても、着手から6年程度で供用可能とのスケジュールが示された。

(3) 施設数

児童生徒数の推計に基づき、市全体として1日当たりの必要な食数を、18,500食と見込み、新たに必要な食数について、盛岡センターの供給食数8,500食を除いたおよそ「10,000食/日」と積算し、供給能力が「5,000食/日」の施設を2か所に分散して整備する場合と、「10,000食/日」の施設を1か所に集約して整備する場合の比較検討を行った。

その結果、集約整備には、「全員に同じ給食が提供される方式」での完全給食の早期実施が見込めること、効率的な施設整備、維持管理が可能となること及び全体的な事業費が削減できることなどの分散整備を大きく上回る利点があることが示された。

【表6 令和12年度に見込まれる給食必要数】 (単位：人、食)

児童生徒数	給食必要数 (教職員等含む)	一日当たりの供給食数	
		盛岡センター	新たに必要食数
16,453	18,500	8,500	10,000

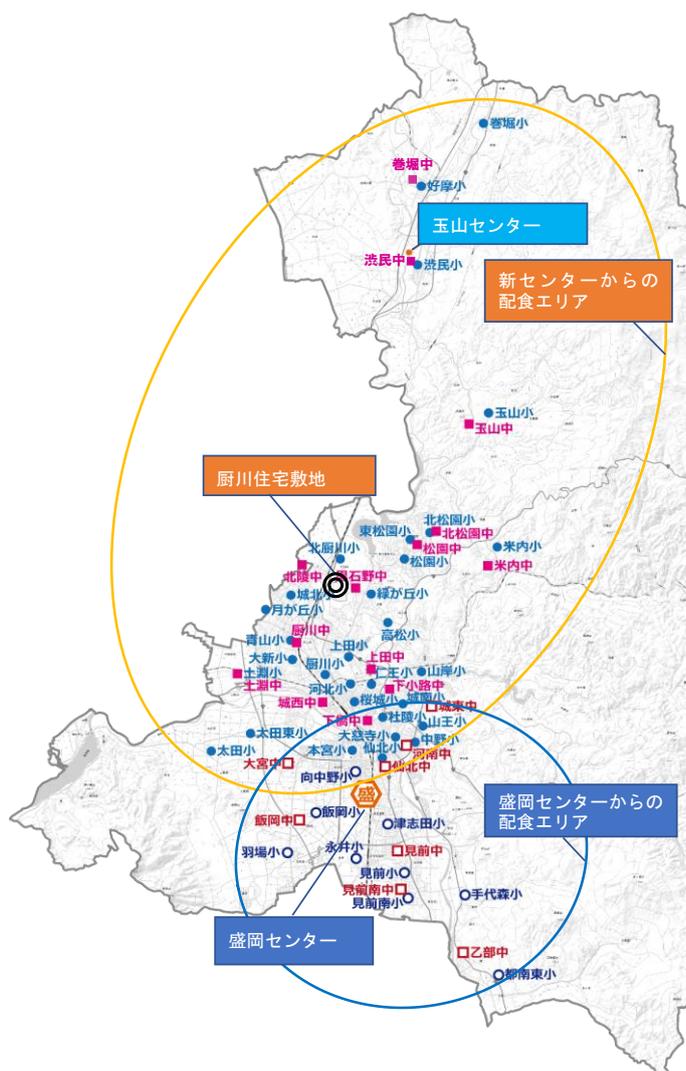
7 整備方針

本市における学校給食を取り巻く現状や、第二次計画の課題、令和6年度に実施した候補地調査の結果を踏まえ、本計画における学校給食施設の整備方針を次のとおりとする。

「盛岡市立小中学校学校給食基本方針」で掲げる「全員に同じ給食を提供する方式」による完全給食を早期実施し、老朽化している単独調理場や玉山センターについては、ドライ方式への転換や、専用の調理スペースを確保した食物アレルギーへの対応などの課題を解決するため、新たに、およそ「10,000食/日」の学校給食センター（以下「新センター」という。）を1か所整備し、全ての市立小中学校に、盛岡センター及び新センターから給食を供給する体制を整備する。

新センターへの移行時期については、対象校において給食受け入れのための配膳室等の改修工事が必要となることから、令和7年度以降に予定するPFI導入可能性等調査の中で、必要な施設・設備を調査した上で改修計画を策定し、各校の移行年度を定める。

【図1 盛岡センター及び新センターの配食エリア（イメージ図）】



8 整備内容

整備方針に基づく各施設の整備内容を次のとおりとする。

(1) 新センター

盛岡センターから給食を供給している小中学校を除く全ての市立小中学校に給食を提供するため、新センターとして「(仮称)盛岡市第二学校給食センター」を整備する。

項目	整備内容
場 所	「厨川住宅敷地(下厨川赤平)」を候補地として、関係機関・部署と土地取得に向けた調整を進める。
対 象 校	盛岡センターから給食を供給している小中学校を除く全ての市立小中学校を対象とするが、供用開始年度の給食必要数を踏まえ、必要に応じて盛岡センターとの分担について検討する。
供給能力	およそ「10,000食/日」とするが、今後の児童生徒数の推移及び盛岡センターの余剰能力等を考慮しながら検討する。
事業手法	設計、建設、運営・維持管理を包括した発注を基本としながら、PFI導入可能性等調査の結果に基づき、その他の事業手法についても検討する。
供用開始	令和12年度(2030年度)
災害発生時の対応	災害発生時に、盛岡市災害対策本部長からの要請に応じて、炊き出し等に対応する役割を担う。

(2) 既存の学校給食施設

施設名	整備内容
盛岡センター	新センターの供用開始年度の給食必要数を踏まえて、必要に応じて新センターとの対象校の分担について検討する。 また、「学校給食センター個別施設計画」(令和3年3月策定、令和6年4月改定)に基づき、施設の修繕や機器の更新を実施する。
玉山センター	新センターへ移行することとする。移行までの間は、「学校給食センター個別施設計画」に基づき、既存施設の機能を維持し、安定的な供給を継続するため、施設の修繕や機器の更新を実施する。
単独調理場	ウエット方式及びドライ方式いずれも新センターへ移行することとする。移行までの間は、老朽化が進む既存施設の機能を維持し、安定的な供給を継続するため、施設の修繕や機器の更新を実施する。
旧都南センター	民間譲渡等利活用や施設の解体について検討する。

(3) 児童生徒数の減少等を踏まえた対応

今後の児童生徒数の将来推計を注視しながら、調理機器の更新などによる効率的な施設運営や維持管理等、学校給食センターの在り方について検討する。

(4) 計画スケジュール

年度	新センター	給食自由 選択方式	玉山センター	単独調理場	盛岡センター
7	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想策定 P F I 導入可能性等調査（基本計画策定及び対象校調査を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を継続。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の機能を維持するための施設修繕及び機器更新を検討し、検討結果に基づき修繕等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の機能を維持するための施設修繕及び機器更新を検討し、検討結果に基づき修繕等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の機能を維持するための施設修繕及び機器更新を検討し、検討結果に基づき修繕等を実施する。 必要に応じて、新センターとの対象校の分担について検討する。
8	<ul style="list-style-type: none"> 実施方針等の策定（対象校の配膳室等整備方法を含む） 特定事業認定等 				
9	<ul style="list-style-type: none"> 用地取得（見込み） 事業者決定 事業者との契約 本体設計 対象校の配膳室等設計 				
10	<ul style="list-style-type: none"> 本体設計 本体建設工事 対象校の配膳室等設計 対象校の配膳室等工事 				
11	<ul style="list-style-type: none"> 本体建設工事 対象校の配膳室等設計 対象校の配膳室等工事 				
12	<ul style="list-style-type: none"> 本体建設工事 供用開始 対象校の配膳室等工事 	<ul style="list-style-type: none"> 新センターに移行（給食自由選択方式解消） 	<ul style="list-style-type: none"> 新センターに移行 	<ul style="list-style-type: none"> 新センターに移行 	

※用地取得については、現在の所有者である国との協議が必要であり、今後の調整によって取得時期が変更になる可能性がある。

※対象校では給食受け入れのための配膳室等工事が必要となることから、令和7年度以降に予定するP F I 導入可能性等調査の中で必要な施設・設備を調査した上で改修計画を策定し、各校の新センターへの移行年度を定める。

※事業の進捗状況に応じて、本計画の延長等について判断するものとする。